

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第86号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月22日 13時15分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港西北西方沖 鼠ヶ関灯台から真方位290° 7.6海里（M）付近 （概位 北緯38° 36.09′ 東経139° 23.27′）
事故等調査の経過	平成26年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 弥彦丸、7.3トン 220-13225新潟、個人所有 B プレジャーボート 海猿、2.6トン 212-13306山形、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷船首手すりに曲損、操舵室窓ガラスに破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、新潟県村上市寝屋漁港を出港し、釣り場へ向けて約7.7ノットの対地速力で自動操舵により真方位約320°の針路で航行した。 船長Aは、目視及び6Mレンジに設定したレーダーで、進路上に他船がないことを確認した後、レーダーのレンジを3Mに切り替え、他船がないことを再確認した。 船長Aは、目視及びレーダーによる見張りを行っていたが、途中で釣り客の1人が操舵室に入って来て釣りなどの話をしているうちに、会話に夢中になって前方を見ずに航行を続けていたところ、平成26年9月22日13時15分ごろ、鼠ヶ関港西北西方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 A船は、自力で寝屋漁港に入港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、鼠ヶ関港西北西方沖の釣り場において、機関を停止して船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入し、船首を北方から北西方に向けて釣りを行っていた。 船長Bは、船尾方500m付近を航行するA船を視認し、その動静を観察していたところ、A船が針路を変えずに船尾方50m付近まで

	<p>接近したので、衝突の危険を感じ、慌てて操舵室に行って機関を始動し、右舵一杯として全速力後進を掛けたものの、B船とA船が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが海上保安庁に通報した後、自力で鶴岡市^{かたのりざわ}壱谷沢漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波向 北西、波高 約1m</p>
その他の事項	<p>A船のレーダーには、接近警報（他船が接近した際の警報）が備え付けられていたものの、使用していなかった。</p> <p>A船の釣り客は、操舵室にいた釣り客を除き、本事故当時、北西風を直接受けるのを避けるために操舵室後方の船尾甲板中央部で飲酒しており、B船に接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長Aは、体質的に飲酒できなかった。</p> <p>船長Bは、ふだんから、漂泊しながら釣りをを行っている際、漁船などが目前まで接近して避航するのを経験していたので、本事故当時もA船が、B船に接近して来ても、いずれB船を避航するものと思っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鼠ヶ関港西北西方沖を北西進中、船長Aが、釣り客との会話に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊しているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鼠ヶ関港西北西方沖において、機関を停止し、船首からパラアンカーを投入して漂泊中、船長Bが、船尾方から接近するA船を視認した際、A船がいずれB船を避航するものと思い、漂泊を続けたことから、A船が船尾方約50mに接近して危険を感じ、機関を始動し、右舵一杯として全速力後進を掛けたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、鼠ヶ関港西北西方沖において、A船が北西進中、B船がパラアンカーを投入して漂泊中、船長Aが、操舵室内で釣り客との会話に意識を集中し、見張りを行っておらず、また、船長Bが、船尾方から接近するA船がいずれB船を避航するものと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中、接近する他船に対して見張りを行い、必要に応じて衝突を避けるための動作を適切にとること。